

大阪府条例第百三十四号

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

第一条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十四
年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、高槻市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一一十四 （略）</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、高槻市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一一十四 （略）</p>

第二条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一一十四 （略）</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、高槻市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一一十四 （略）</p>

第三条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p>

一一四 (略)

一一四 (略)

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十五年五月一日から、第二条の規定は同年六月二日から、第三条の規定は同年七月一日から施行する。